

事務局長

おはようございます。

委員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しいところ、また暑い中、総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の総会は、先月に引き続き農業振興地域整備計画の変更に係る追加案件がございます。議案書に記載のとおり大曲企業団地整備事業の実施に伴う案件ですので、今回は大曲地区の推進委員を招集しております。そこで、本日は市の農業振興課から杉山課長と須田主査に出席いただいております。また、企業立地推進課から加藤課長と大山主任に出席いただいております。

この後、議案の説明等をお願いしておりますので、よろしく願いいたします。

本日、欠席の届出は、4番、本間隆喜委員、12番、佐藤敏光委員、13番、高橋勝範委員から出ております。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第28回大仙市農業委員会総会を開催します。

(午前10時 開会)

事務局長

初めに、会長からご挨拶をいただきます。

(会長挨拶)

事務局長

ありがとうございました。

会議に先立ち、出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は21名となっております。会議規則第9条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、前回7月7日の総会から本日までの主な業務報告を申し上げます。お手元に配付しております第28回総会までの業務報告書をご覧ください。

7月7日に、第27回農業委員会総会を委員23名、推進委員31名の出席をいただき、大曲交流センターにおいて開催しております。

7月20日には、広報専門委員会を委員9名の出席をいただき、神岡庁舎2階情報活動室において開催しております。10月1日発行の「農業委員会だより」第23号の掲載記事についてご協議いただいております。

8月4日には、令和4年度市町村農業委員会地区別研修会が横手市民会館で開催され、委員13名、推進委員20名が出席しております。

その他の業務につきましては、配付いたしました資料のとおりとなっておりますので、ご確認いただきたいと思います。

以上で主な業務報告といたします。

それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長をお願いいたします。

議 長

本日の会議を開催します。

初めに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め、16番、鈴木靖浩委員、17番、佐々木忠永委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議 長

議案第1号の「大仙農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題とします。

事務局長

議案第1号 大仙農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

大仙農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、大仙市長より、大仙市農業委員会会長宛てに諮問があったので、意見を求める。

令和4年8月10日提出

大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議長

本案件について農業振興課の説明を求めます。

農業振興課

農業振興課の杉山と申します。

日頃より、農業委員の皆様、最適化推進委員の皆様には、市の農業施策に関しましてご理解、またご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日、農業振興課からは私と須田康平主査、そして企業団地のほうを担当していただいている企業立地推進課からは加藤健一郎課長と大山貴史主任が出席しております。説明のほうは農業振興課で、質問は企業立地のほうでお答えしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第1号についてでございますが、大仙農業振興地域整備計画の変更ということでお諮り申し上げますが、変更の概要といたしましては、大仙市大曲企業団地整備事業に伴う除外案件1件でございます。

大曲企業団地につきましては、令和2年7月の農業委員会におきまして第1期工事分の除外についてご承認いただいております。第2期分については本年3月18日に造成工事を無事終えまして、4区画中3区画の売渡し先が決定しているところです。

本案件は、残る2期、3期の工事分の除外についてですが、大仙市農村地域への産業の導入に関する実施計画、いわゆる農産法の実施計画の産業導入地区とすることに対しまして、7月28日、資料右側についておりますけれども、県の同意を得たということで、これに伴い農業振興地域からの除外をするものでございます。

計画の変更に当たりましては、大変お忙しい中、地元の農業委員、また農地最適化推進委員の皆様には署名また現地確認をいただいております。7月19日には大仙農業振興地域整備促進協議会幹事会を開催し、計画の妥当性など、様々な要件に照らし合わせて協議を行い、やむを得ないとの判断をしております。

また、市長を会長とする協議会においては、7月20日、書面協議による全員一致での承認を得ております。

この後の案件の内容につきまして、担当の須田主査からご説明いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

お疲れさまです。担当の農業振興課の須田と申します。今日はよろしくお願いいたします。

大変恐縮ですけれども、座って説明させていただきます。

お手元の議案資料第1号の1ページから5ページ、総会議案資料の1枚目から3枚目が資料となります。

今回の案件について、令和2年7月の農業委員会総会にて大曲企業団地の案件について説明しましたが、このたび第2期、3期の造成予定箇所の計画を進めるに当たり、大仙市農村地域への産業の導入に関する実施計画の作成において、秋田県農林政策課との事前調整並びに秋田県産業集積課との本協議の結果、第2期、第3期の造成予定箇所が産業導入地区とし計画が認められたことから、大仙市として造成工事に取りかかるため除外するものであります。

変更する筆数は、田48筆、畑3筆の合計51筆です。面積は6万5,643平米になります。

申出地は、大曲西根字上野170番地外、50筆であり、大曲企業団地の第2期、3期の造成予定箇所であります。除外するに当たり、関係機関との協議をしながら造成予定箇所を産業導入地区として設定したものであります。

産業導入地区として設定するに当たり、当該地域は大川西根地区の県営圃場整備事業が昭和46年

度から昭和55年度に実施しており8年以上経過していることや、今後、中間管理機構の関連した圃場整備事業等がないことなどといった農地法施行令第8条第1項第3号に規定する要件を満たすことを確認し、県との協議の結果、大仙市農村地域への産業の導入に関する実施計画が認められたものであります。

以上、案件について簡単にご説明申し上げましたが、どうぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長

説明が終わりました  
これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。  
菅原委員。

菅原委員

1番、菅原です。  
今、写真、図面を見させてもらっているわけですがけれども、誰もこの図面を見て、あっと思ったかと思うんですけども、この住宅地があるわけですがけれども、この住宅地についてはどのような処置になるのかお聞きしたいと思います。  
それから、もう一つ、1期のほうの工事が完了して、何か売渡しというか、会社、企業等も、もう入っているというような話でしたけれども、どのような企業が入っているのか、もしよければお知らせ願いたいと思います。

企業立地推進課

企業立地推進課の加藤と申します。よろしくお願いたします。  
ただいまの菅原委員のご質問にお答え申し上げます。  
初めに、赤線でくくった中の住宅地の件につきましてではありますが、この住宅地につきましても併せて買収予定でございます。  
これくらいでよろしいでしょうか。

菅原委員

すみません、買収ということは、ここに住んでいる方々は、そうすれば市のほうなり県・国のほうで、どこかあっせんするとか、ただ出ていってもらおうというわけではないと思うんですけども、そこら辺はどのようになっていますか。

企業立地推進課

こちらのほうに2軒住宅がございます。1軒につきましては空き家でございますが、もう1軒につきましては所有者でない方が借りて住んでおられる状況です。今後、住んでいる方と所有者とお話合いすることになりますが、住んでいる方につきましては住居移転に関わる費用について市のほうで補償するようなことになるかと考えております。

もう1点、第1期で整備した4区画ではありますが、先ほど来ご説明申し上げておりますが、4区画のうち3区画につきまして企業さん入居予定でございます。既に写真で見る右下の部分、何か工事が進んでいるような写真になっておりますが、この部分につきましては、株式会社大仙物流さんが既に4月末に市と用地の売買契約を結びまして工事を進めております。今年の年末には事務所棟と倉庫棟を全て完成して操業を開始する予定であります。

残り、もう2区画ではありますが、もう2区画につきましては、まだ契約は結んでおりませんが、市の優先交渉者として2つの企業を認定しております。

1つの区画、一番西側のほうですがけれども、西側のほうには株式会社ダイヤさん、こちら、主に豚舎等の資材を製造、販売している会社でございます。そちらの会社を優先交渉者として認定しております。今後、年末ぐらいになるとは思いますけれども正式な契約を結びまして、来年、恐らく春になるとは思います。春から工事に入るといふふうに伺っております。

もう一つ、いわゆる除雪センターの周りの部分、ちょっとこの写真にはありませんけれども、ここにつきましては公益財団法人秋田県総合保健事業団さんという法人が

入居いたします。こちらの法人につきましては健診事業、いわゆる健康診断です。今、美郷町の仙南庁舎に県南健診センターがありますけれども、そちらの県南健診センターがこっちの大曲企業団地のほうに移転するというので準備を進めております。こちらは来年の4月に工事を始めまして、令和7年4月の操業開始予定となっております。

以上で説明を終わります。

菅原委員

もう一つ、いいですか。

議 長

はい。

菅原委員

この後、この図面のとおり2期、3期と進むわけですがけれども、これも、ある程度やはり大企業なり企業さんの目当てがあつての造成だと思うんですけども、そこら辺はどうなんでしょうか。

企業立地推進課

菅原委員のご質問にお答え申し上げます。

農産法上、企業が来る見込みがないと開発できないというふうになっております。我々、様々な企業さんと交渉しております。例えば液晶パネル、いろんな機械に温度だとか湿度だとかを表示する液晶パネルを製造している会社さんであるとか、医療機器を製造している会社さんであるとか、そういった会社さんと数社と今交渉中でございますけれども、企業さん、今コロナの影響とか円安の影響、様々な世界的な経済状況を受けまして、進出意欲はあるものの、なかなか一步を踏み出せないということで、我々、粘り強く交渉しているところであります。そういった会社、結構ありますので交渉を重ねまして、なるべく早期に企業をこちらに立地していただけるように頑張っていきたいというふうに考えております。

議 長

ほかにありませんか。  
(なしの声)

議 長

質疑ないようですので、これより採決いたします。

本案件について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(賛成者挙手)

議 長

ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり同意することに決定しました。  
ここで農業振興課及び企業立地推進課の職員が退席しますので、暫時休憩します。  
10時半まで休憩します。  
(農業振興課職員、企業立地推進課職員 退席)

(午前10時23分 休憩)

議 長

休憩前に引き続き会議を再開します。

(午前10時30分 再開)

議 長

次に、議案第2号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局長

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について  
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があつたので審議を求める。



議案第2号につきましては、ただいま説明いたしました3件のほかに有償所有権移転1件、無償所有権移転2件、賃貸借権設定の新規2件、使用貸借権設定の新規2件、更新7件がございます。

24ページから25ページの農地法第3条の調査書をご覧ください。

農地法第3条第2項各号には該当しない場合、許可できることとなりますが、今回は受付番号3番の案件については第2号に該当しております。

ただし、農地法施行令第2条第1項第1号ハに不許可の例外を規定しており、教育、医療又は社会福祉、福祉事業を行うことを目的として設立された法人で農林水産省令で定めるものが、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められることに該当することから、結果、全て許可要件を満たしているものと考えます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長	説明が終わりました これより質疑を行います。 質疑ございませんか。 菅原委員。
菅原委員	1番、菅原です。 ちょっと知識不足で申し訳ないんですがお聞きしたいと思えますけれども、3番です。何か贈与になっておるようですけれども、これですが、やはり社会福祉等の関係があるということで、贈与税等々についてはどのような形になるわけでしょうか、分かる範囲内でいいですけれども教えていただきたいと思えます。
議 長	事務局、お願いします。
参 与	贈与税に関しましては、通常の計算で〇〇さんにかかります。
菅原委員	法人は全然関係ないんだね。
参 与	はい。
菅原委員	分かりました。
議 長	ほかにありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑ないようですので、これより採決いたします。 本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	ありがとうございます。 全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	次に、議案第3号の「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局長	議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について 農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。 令和4年8月10日提出 大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議 長 事務局の説明を求めます。

参 与

26 ページ、1 番をご覧ください。

位置図、平面図につきましては、資料 1、2 ページになります。

転用する農地は、神宮寺〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇方メートル外、田 2 筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。

申請人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇さんです。

申請理由につきましては、申請人はプラスチック加工会社を経営しておりますが、今回、事業拡大のため資材置場の拡張を計画したのになります。

なお、平面図東側の斜線部分の水路につきましては、内側の点線部分に付け替えることで市建設担当課と協議が済んでおります。また、この後、農地法第 5 条により説明を予定しておりますが、併せて北側、南側部分の整備を行う予定としております。許可基準における立地基準につきましては、申請地は宅地化が進んでいる神宮寺駅周辺からおおむね 800 メートルに位置することから、農地法施行規則第 45 条第 2 項に規定する第 2 種農地と考えられます。また、第 1 種農地の許可基準である同じく第 33 条第 4 号により、この資材置場は業務上必要な施設で集落に接続していることから、立地基準を満たしているものと判断いたしました。

なお、一般基準につきましては添付書類等を確認した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

議 長 事務局の説明が終わりました  
これより現地調査された委員から補足説明をお願いいたします。  
案件 1 番についてお願いします。

齊藤委員 9 番、齊藤です。  
事務局と先週現地調査してまいりました。事務局の説明のとおり、隣接農地に関する水路に関しましては、申請地内に敷設替えをするということですので、隣接農地にも全く問題はないものと考えます。よろしくご審議お願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

事務局長 現地調査、大変ありがとうございました。  
それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長 質疑に入ります。  
質疑ございませんか。  
(なしの声)

議 長 ないようですので、これより採決いたします。  
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(賛成者挙手)

議 長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 4 号の農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局長 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
農地法第 5 条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。









私から、その他の案件についてご説明させていただきます。

議案第5号につきましては、ただいま説明いたしました13件のほかに所有権移転5件、賃貸借権設定の新規1件及び更新3件がございます。

今回の所有権移転における田の売買価格の内容につきましては、説明案件を除き10アール当たり〇〇〇円から〇〇〇〇〇〇〇円と幅がございます。これは各地域の圃場の条件及び契約者双方の意向及び実情を踏まえた妥当な契約金額と推察しております。

次に、田の賃貸借権設定の10アール当たりの賃借料の内容であります。説明案件を除き、低いほうでは10アール当たり〇〇〇〇〇円から〇〇〇〇〇〇〇円と幅がございます。低いほうについては圃場の条件が悪いことなどが考えられますが、その他、圃場等の条件や契約者双方の意向もあり妥当な契約金額と推察しております。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えておりますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長	説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声)
議長	ないようですので、これより採決いたします。 本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	ありがとうございます。 全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり承認することに決定しました。
議長	次に、報告第1号の農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告についてを議題とします。
事務局長	報告第1号 農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告について 下記の者から、農地法第6条第1項の規定により書類提出があったので、これを報告する。 令和4年8月10日提出 大仙市農業委員会 会長 細谷精悦
議長	事務局より報告願います。
参与	

47ページから49ページをご覧ください。

記載の21法人からの報告がありました。順に読み上げるところですが、総会時間の短縮のため省略させていただきます。ご了承ください。

詳細につきましては、50ページから120ページをご覧ください。

結果、全ての法人が農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。

議長	以上、報告といたします。 本日の日程は全て終了しました。 その他について、事務局から何かございませんか。
参与	それでは、私のほうから幾つかご説明させていただきます。 まず、前回の総会時にお願いました令和4年度コロナ禍における農業生産の実情

と要望等に関するアンケート調査についてですが、その結果が判明しましたのでご説明いたします。

お配りしました令和4年度コロナ禍における農業生産の実情と要望等に関するアンケート調査結果概要という資料をご覧くださいと思います。

令和4年7月7日から令和4年7月26日までの間に、大仙市農業委員全24名と大仙市農地利用最適化推進委員全40名を対象にアンケート調査を実施いたしました。その結果、22名の方から回答をいただくことができました。

各項目ごとの結果につきましては、1、経営形態について、以下それぞれ記載されておりますので、後をご覧くださいと思います。

次に、お配りしました秋田県農業委員会大会への政策提案（要望案）という資料をご覧くださいと思います。

この資料は、先ほどご説明しましたアンケート調査を実施した際に、皆様方から頂いたご意見やご要望等をまとめたものでございます。様々なご意見やご要望等を頂きましたが、今回は主なものを選んでまとめさせていただきました。

また、この政策提案（要望案）を今年の11月に行われる令和4年度秋田県農業委員会大会へ提出する予定でございますので、どうかご了解願います。

農業委員の皆様方、そして推進委員の皆様方には、夏場の何かとお忙しい時期にもかかわらずアンケート調査にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

続きまして、農地利用最適化交付金の交付要件の変更についてご説明いたします。

前回の総会で、農地利用最適化交付金の交付要件について重要な変更点を2つご説明いたしました。その後、県のほうから、さらに交付要件が変更となった旨の連絡がありましたのでご説明したいと思います。

まず、1つ目ですが、変更前は活動日数が月平均5日以下の場合は、該当委員への委員の実績払いはゼロとなっておりました。それが変更後は、活動日数が月平均1日未満の場合は該当委員への委員の実績払いはゼロというように変わりました。つまり、これは月平均1日以上活動していれば交付金を受け取ることができるということですので、交付要件が緩和された形となっております。

続いて2つ目ですが、変更前は、月に1日も活動していない推進委員等がいる場合、該当委員会全体への交付金はゼロという、いわゆる連帯責任の形となっておりました。それが変更後は、月に1日も活動していない推進委員等がいる場合、該当委員会全体への交付金はゼロという交付要件が削除されました。つまり、これは月に1日も活動していない推進委員等がいても該当委員会への交付金は支給されるということですので、これも交付要件が緩和された形となっております。

以上、さらに変更となった交付要件2点についてご説明しましたが、いずれも交付要件が緩和されましたので、前回の総会で決定しましたとおり、一月に1日以上活動することを目標に活動を継続していただければよろしいかと思います。

最後に、毎回提出していただいております活動記録簿の詳細という欄についてですが、その詳細の欄には詳細に書いていただける分には構わないですけれども、ほんの一、二行程度、または箇条書でも構いませんので、きちんとご記入くださいますようよろしくお願いいたします。

私のほうからは以上です。

事務局長

私から、全国農業新聞についてお知らせとお願いがございます。

先月、全国農業会議所の新聞業務部長が全国農業新聞の普及について、秋田県内を巡回しまして、先ほど報告書にもありますとおり19日に大仙市を訪問し、会長と私に対応しております。

大きく2点の依頼がありました。

1点目は、農業委員、推進委員の新聞の未購読者をなくしてほしいということでした。大仙市での未購読者は9名と県内で最も多い状況でしたので、現在未購読の方には通知を発送して申込みをお願いしている状況です。

2点目は、農業法人向けに新聞の定期購読についてお知らせしてほしいということでした。理由としては、そこで従事している人にも回覧できることと、購読料を経費に算入できるので負担が少なく済むとのことでした。そこで、農地所有適格法人宛てに先週の金曜日に通知を発送しておりますので、農業委員、推進委員の皆さんの関係する法人にも届いていることかと思えます。個人で既に購読中であっても、法人でさらに申込みされても全く問題ございませんので、ご協力をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長

委員の皆さんから何かありませんか。  
(なしの声)

議 長

ないようですので、以上をもちまして、第28回大仙市農業委員総会を閉会します。  
本日はご苦労さんでした。

(午前11時11分 閉会)